

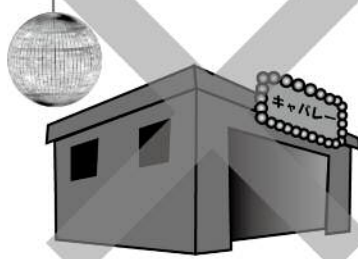
相見駅周辺 地区計画



ぱちんこ屋



キャバレー・
ディスコなど



ラブホテル



畜舎



周囲と調和のとれない
色彩の建築物

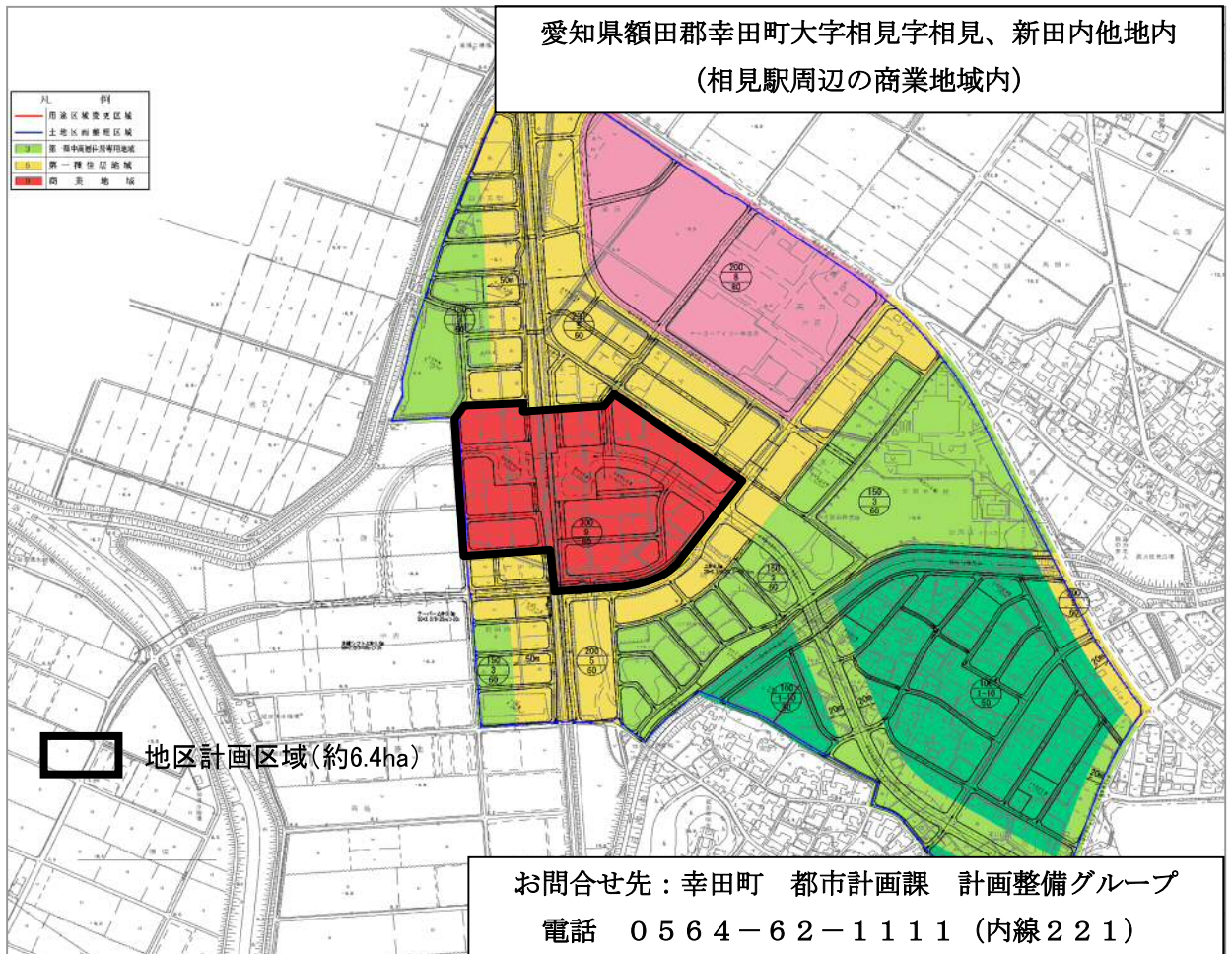


ぱちんこ屋、ディスコ、ラブホテル、
畜舎などや周囲と調和のとれない色彩
の建築物は建築できません！

詳しくは裏面を見てね！

えこたん

○ 対象地域内容



○ 地区計画内容

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>商業地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1.政令で定める規模（15㎡を超える）の畜舎 （建築基準法別表第2（に）項第六号に掲げるもの）</p> <p>2.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （建築基準法別表第2（ほ）項第二号に掲げるもの）</p> <p>3.キャバレー、待合、料理店、低照度飲食店、区画席飲食店 （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項のうち第1号から第3号に掲げるもの）</p> <p>4.個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの （建築基準法別表第2（ち）項第三号に掲げるもの）</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁、その他外から望見される部分の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。ただし、建築物の屋根、外壁、その他外から望見される各面の概ね1割に限っては、この限りでない。</p>